

## 消費税法・地方税法の改正によるガス料金改定について

弊社は、消費税法の改正により 2014 年 4 月 1 日から消費税（地方消費税を含む）の増税分をガス料金に反映いたします。

ただし、経過措置にもとづき 2014 年 3 月 31 日以前から継続してガスをご使用いただいているお客さまにつきましては、4 月中の定例検針分まで消費税率 5 % の料金を適用し、それ以降に発生するガス料金より消費税率 8 % を適用いたします。

一方、2014 年 4 月 1 日以降にガスのご使用を開始されたお客さまは、4 月検針分より消費税率 8 % を適用いたします。

